

理事・監事及び評議員の報酬
及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 清風会

理事・監事及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人清風会理事・監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬（以下「報酬」という。）の額は、その勤務実態により下記に定めるものとする。

1. 理事会・評議員会に出席の場合 5,000円（1日）
2. 所轄庁等の指導監査立ち合いの場合 10,000円（1日）
3. 理事長報酬 300,000円（月額）

ただし、理事長として週1回以上施設に出勤し、施設内巡回、関係書類の決裁等及び関係会議への出席を行うものとする。

(職員である者の特例)

第3条 役員等がかつ社会福祉法人清風会職員である者に対しては、役員等としての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が業務を行うため旅行したときは、費用を弁償する。

2. 費用弁償の額は、別表に定めるところによる。

(旅行命令)

第5条 役員等の旅行は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議招集通知によることができる。

(準用規定)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給方法については、清風会職員の例による。

附 則

1. この規程は、平成15年1月1日より施行する。
2. 社会福祉法人清風会理事・監事に対する費用弁償規程（平成6年4月1日制定）は廃止する。
3. この規程は、平成29年6月14日一部改正。

別 表

区 分	交 通 費				日 当 1日につき	宿泊料（1泊につき）	
	鉄道費	船賃	車 賃	航空賃		甲 地	乙 地
理事長 理 事 監 事	グリー ン車	上級	1キロメートル につき 37 円又 は実費	実 費	円 2, 6 0 0	円 1 6, 5 0 0	円 1 2, 5 0 0

（備 考）※ 宿泊料の欄中甲地とは、一般職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95条）第11条の3の規程による調整手当の支給地域で甲地とされている地域をいい、乙地とはその他の地域をいう。

※ 公的機関等により斡旋された場所に宿泊した場合において、別表の金額を超えるときはその実費とする。